

国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員給与規則

		(平成28年1月21日)
		規則第2号)
改正	平成29年10月5日	令和4年3月30日
	規則第26号	規則第21号
	平成31年4月19日	令和4年7月1日
	規則第17号	規則第37号
	令和元年10月23日	令和4年10月28日
	規則第35号	規則第48号
	令和2年10月19日	令和6年1月22日
	規則第11号	規則第3号
	令和3年3月2日	
	規則第20号	

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号。以下「就業規則」という。）第23条の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に勤務する職員のうち、年俸制の適用を受ける教員（以下「年俸制適用教員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 年俸制適用教員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 就業規則第2条に定める教員（助手を除く。）で、平成31年3月31日までにこの規則の適用を希望し、かつ、学長が認めた者
- (2) この規則の適用を受けることを前提に、平成31年3月31日までに採用された教員

(給与の種類)

第3条 年俸制適用教員の給与は、年俸、諸手当及び賞与として支給する。

- 2 年俸は、基本年俸及び業績年俸とする。
- 3 諸手当は、本給調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日手当、特別勤務手当、入試手当及び公開講座手当とする。

(年俸)

第4条 年俸の計算期間は、10月1日から翌年9月30日までとし、別表に定める号俸に応じた年俸額を支給する。

- 2 号俸は、第5条から第7条までの決定若しくは改定した額と同額又は直近上位の年俸額に応じた号俸をもって決定する。
- 3 前項に定める号俸がない場合は、役員会の意見等を聴いて、学長が別に定めることができる。

(基本年俸)

第5条 年俸制適用教員の基本年俸の額は、その者の職務内容、職責、学歴、免許・資格、職務経験、業績及び予算等を勘案して決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特段の事情があると認められる者の基本年俸は、役員会の意見等を聴いて、学長が別に定めることができる。

(業績年俸)

第6条 年俸制適用教員の業績年俸の額は、その者の職務内容、職責、業績及び予算等を勘案して決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特段の事情があると認められる者の業績年俸は、役員会の意見等を聴いて、学長が別に定めることができる。

(年俸の改定)

第7条 業績年俸の改定は、毎年10月1日(以下「改定日」という。)に、その者の国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員業績評価に関する規則(平成28年規則第3号。以下「業績評価規則」という。)による評価結果に基づき、学長が役員会の意見を聴いて決定するものとし、その額は、別に定める業績年俸の基礎額に、次の表に掲げる評価結果の評価区分に応じた割合を乗じて得た額とする。ただし、基礎額に乗ずる割合の有効期間は、改定日から1年とし、翌年の改定日以降の業績年俸には反映させないものとする。

評価区分	基礎額に乗ずる割合
SS評価	100%増
S評価	60%増
A評価	30%増
B評価	5%増
C評価	増減なし
D評価	15%減
E評価及びF評価	30%減

- 2 前項の規定にかかわらず、改定日前1年間において、年俸制適用教員である期間が1年に満たない者については、原則として改定は行わないものとする。
- 3 基本年俸の改定は、3年ごとの改定日に、その者の業績評価規則による評価結果に基づき、学長が役員会の意見を聴いて決定するものとし、その額は、基本年俸額に、次の表に掲げる3年分の評価結果(3回分)の評価区分に応じた額を加えるものとする。

評価区分	基本年俸額に加える額
SS評価が1回以上	480,000円
S評価が1回以上	380,000円
A評価が1回以上	310,000円
B評価が1回以上	240,000円
3年間C評価	60,000円
その他 (SS評価、S評価、A評価又はB評価が1回以上ある場合で、F評価が1回ある場合を含む。)	0円

- 4 第1項及び前項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、年俸の改定を行う

ことができる。

- (1) 就業規則第8条の規定により昇任又は降任させたとき
- (2) 鹿屋体育大学教員の任期に関する規則（平成19年規則第3号）の規定により再任させたとき
- (3) 国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（平成16年規則第25号。以下「職員給与規則」という。）及び国立大学法人鹿屋体育大学職員退職手当規則（平成16年規則第26号）の改正により退職手当額に変更があったとき

（賞与）

第8条 賞与は、12月1日に在職する年俸制適用教員に対して支給する。

- 2 賞与の計算期間は、前年10月1日から当年9月30日までとする。
- 3 賞与は、研究代表者として獲得した外部資金ごとに係る間接経費（学外研究分担者分を除く。）の50%を支給できるものとする。

（給与の支払日）

第9条 年俸は、年俸表に定める年俸月額をその月の17日（以下この項、第2項及び第3項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは15日（15日が休日に当たるときは、18日）に、支給定日が土曜日に当たるときは16日に、支給定日が日曜日及び土曜日以外の休日に当たるときは18日に支給する。

- 2 本給調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び特別勤務手当は、その月の支給定日に支給する。
- 3 時間外勤務手当、休日手当、入試手当及び公開講座手当は、当該手当の支給要件となる事実が発生した月の翌月の支給定日に支給する。
- 4 賞与は、12月10日（この項において「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは前日に支給する。

（給与の支払）

第10条 年俸制適用教員の給与は、その全額を現金で直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき本人の給与から控除すべき金額がある場合には、本人に支払うべき給与の全額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本人が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（日割計算等）

第11条 新たに年俸制適用教員となった者には、その日から年俸月額を支給し、昇任等により号俸に異動を生じた者には、その日から新たに定められた年俸月額を支給する。

- 2 年俸制適用教員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで年俸月額を支給する。
- 3 年俸制適用教員が死亡したときは、その月まで年俸月額を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により年俸月額を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その年俸月額は、当該月の現日数から就業規則第33条並びに鹿屋体育大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第27号）第3条及び第8条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給与の即時払)

第12条 年俸制適用教員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第9条の規定にかかわらず、すみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に関して係争があるときは、この限りでない。

- (1) 退職し、又は解雇されたとき
- (2) 本人が死亡したとき

(非常時払)

第13条 年俸制適用教員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第9条の規定にかかわらず、当該請求の日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は出産したとき
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者が疾病、死亡又は災害を受けたとき
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者が帰郷の費用にあてるとき

(勤務時間1時間当たりの給与額の算出)

第14条 次条及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、年俸月額及び本給調整額の合計額を当該年度における1月平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第15条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第16条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(定額支給の諸手当)

第17条 次の各号に掲げる諸手当については、職員給与規則を準用して支給する。

- (1) 本給調整額
- (2) 初任給調整手当
- (3) 扶養手当
- (4) 住居手当
- (5) 通勤手当
- (6) 単身赴任手当
- (7) 特別勤務手当
- (8) 入試手当
- (9) 公開講座手当

(年俸月額が算定基礎となる諸手当)

第18条 地域手当は、職員給与規則第25条の規定を準用して支給する。この場合において、同条中「本学の職員」とあるのは「本学の年俸制適用教員」と、「本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「年俸月額」と読み替

えるものとする。

- 2 広域異動手当は、職員給与規則第25条の2の規定を準用して支給する。この場合において、同条中「本学の職員」とあるのは「本学の年俸制適用教員」と、「本給、本給調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「年俸月額」と読み替えるものとする。
- 3 時間外勤務手当は、職員給与規則第29条の規定を準用して支給する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「年俸制適用教員」と、「第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員給与規則第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額」と読み替えるものとする。
- 4 休日手当は、職員給与規則第30条の規定を準用して支給する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「年俸制適用教員」と、「第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額」とあるのは「国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員給与規則第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

- 第19条 年俸制適用教員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第12条第1項第1号に定める事由に該当して休職(以下この条において「病気休職」という。)にされたときは、その休職期間中、その者に給与の全額を支給する。
- 2 年俸制適用教員が前項の傷病以外の傷病により病気休職にされたときは、その休職期間が1年(結核性疾患にあっては2年)に達するまでは、その者に年俸月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。
- 3 年俸制適用教員が刑事事件に関して起訴され、就業規則第12条第1項第2号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、その者に年俸月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。
- 4 年俸制適用教員が就業規則第12条第1項第3号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者に年俸月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内(業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは100分の100以内)を支給することができる。
- 5 年俸制適用教員が就業規則第12条第1項第4号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者の休職事由に応じて年俸月額、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の100以内を支給し、又は無給とすることができる。

(育児休業又は介護休業期間中の給与)

- 第20条 年俸制適用教員が就業規則第41条に規定する育児休業又は同規則第42条に規定する介護休業をしている期間中は、賞与を除き、学長が別段の定めをしない限り、いかなる給与も支給しない。
- 2 年俸制適用教員が月の中途において育児休業又は介護休業を始め、若しくは育児休業又は介護休業の終了により職務に復帰した場合には、第11条の規定を準用して給与を支給する。

(給与の減額)

- 第21条 年俸制適用教員が勤務しないときは、就業規則第33条に規定する休日その

他その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない日について、第11条に規定する日割計算による給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、年俸制適用教員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、年俸月額を減ずる。

（年俸制を適用される者の同意）

第22条 第2条に規定する者に年俸制を適用する場合は、別紙様式により、本人の同意を得なければならない。

（実施に関し必要な事項）

第23条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（この規則により難い場合の措置）

第24条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成28年1月21日から施行する。

附 則（平29.10.5規則第26号）

この規則は、平成29年10月5日から施行する。

附 則（平31.4.19規則第17号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令元.10.23規則第35号）

この規則は、令和元年10月23日から施行する。

附 則（令2.10.19規則第11号）

- 1 この規則は、令和2年10月19日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 年俸制適用教員が、最初の改定日において、業績評価規則第6条第1項の規定により、D評価、E評価又はF評価の評価区分が得られた場合には、同条同項の規定にかかわらず、第7条においての評価区分は、C評価として適用するものとする（最初の改定日には、同規則第3条の規定を適用した場合は除く。）。
- 3 令和3年10月1日の改定日において、業績評価規則第6条第1項の規定により、D評価、E評価又はF評価の評価区分が得られた場合には、同条同項の規定にかかわらず、第7条においての評価区分は、C評価として適用するものとする。
- 4 令和4年10月1日及び令和5年10月1日の改定日において、業績評価規則第6条第1項の規定により、E評価又はF評価の評価区分が得られた場合には、同条同項の規定にかかわらず、第7条においての評価区分は、D評価として適用するものとする。

る。

- 5 第2項から前項までにおいて、業績評価規則第6条第2項の規定に該当がある場合には、第7条においての評価区分に反映させるものとする。

附 則（令3.3.2規則第20号）

この規則は、令和3年3月2日から施行する。

附 則（令4.3.30規則第21号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年10月1日の改定日において、業績評価規則第6条第1項の規定により、D評価、E評価又はF評価の評価区分が得られた場合には、第7条の規定にかかわらず、C評価としての評価区分を適用するものとする。
- 3 令和5年10月1日及び令和6年10月1日の改定日において、業績評価規則第6条第1項の規定により、E評価又はF評価の評価区分が得られた場合には、第7条の規定にかかわらず、D評価としての評価区分を適用するものとする。
- 4 第2項から前項までにおいて、業績評価規則第6条第2項の規定に該当がある場合には、第7条においての評価区分に反映させるものとする。

附 則（令4.7.1規則第37号）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令4.10.28規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続く年俸制適用教員においては、施行日から令和7年9月30日までの間に、第7条第4項第1号（降任の場合を除く。）及び第3号（退職手当額が減額される場合を除く。）に規定する年俸の改定を行うときに、その者の受ける年俸額が施行日の前日まで受けていた年俸額（以下「施行日前年俸額」という。）に達しないこととなる場合は、施行日前年俸額と同額となる号俸とする。

附 則（令6.1.22規則第3号）

- 1 この規則は、令和6年1月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年10月1日及び令和6年10月1日の改定日において、業績評価規則第6条第1項の規定により、D評価、E評価又はF評価の評価区分が得られた場合には、第7条の規定にかかわらず、C評価としての評価区分を適用するものとする。

別表 年俸表（第4条及び第9条関係）

号俸	年俸額 円	年俸月額 円	号俸	年俸額 円	年俸月額 円	号俸	年俸額 円	年俸月額 円
1	3,000,000	250,000	51	6,000,000	500,000	101	9,000,000	750,000
2	3,060,000	255,000	52	6,060,000	505,000	102	9,060,000	755,000
3	3,120,000	260,000	53	6,120,000	510,000	103	9,120,000	760,000
4	3,180,000	265,000	54	6,180,000	515,000	104	9,180,000	765,000
5	3,240,000	270,000	55	6,240,000	520,000	105	9,240,000	770,000
6	3,300,000	275,000	56	6,300,000	525,000	106	9,300,000	775,000
7	3,360,000	280,000	57	6,360,000	530,000	107	9,360,000	780,000
8	3,420,000	285,000	58	6,420,000	535,000	108	9,420,000	785,000
9	3,480,000	290,000	59	6,480,000	540,000	109	9,480,000	790,000
10	3,540,000	295,000	60	6,540,000	545,000	110	9,540,000	795,000
11	3,600,000	300,000	61	6,600,000	550,000	111	9,600,000	800,000
12	3,660,000	305,000	62	6,660,000	555,000	112	9,660,000	805,000
13	3,720,000	310,000	63	6,720,000	560,000	113	9,720,000	810,000
14	3,780,000	315,000	64	6,780,000	565,000	114	9,780,000	815,000
15	3,840,000	320,000	65	6,840,000	570,000	115	9,840,000	820,000
16	3,900,000	325,000	66	6,900,000	575,000	116	9,900,000	825,000
17	3,960,000	330,000	67	6,960,000	580,000	117	9,960,000	830,000
18	4,020,000	335,000	68	7,020,000	585,000	118	10,020,000	835,000
19	4,080,000	340,000	69	7,080,000	590,000	119	10,080,000	840,000
20	4,140,000	345,000	70	7,140,000	595,000	120	10,140,000	845,000
21	4,200,000	350,000	71	7,200,000	600,000	121	10,200,000	850,000
22	4,260,000	355,000	72	7,260,000	605,000	122	10,260,000	855,000
23	4,320,000	360,000	73	7,320,000	610,000	123	10,320,000	860,000
24	4,380,000	365,000	74	7,380,000	615,000	124	10,380,000	865,000
25	4,440,000	370,000	75	7,440,000	620,000	125	10,440,000	870,000
26	4,500,000	375,000	76	7,500,000	625,000	126	10,500,000	875,000
27	4,560,000	380,000	77	7,560,000	630,000	127	10,560,000	880,000
28	4,620,000	385,000	78	7,620,000	635,000	128	10,620,000	885,000
29	4,680,000	390,000	79	7,680,000	640,000	129	10,680,000	890,000
30	4,740,000	395,000	80	7,740,000	645,000	130	10,740,000	895,000
31	4,800,000	400,000	81	7,800,000	650,000	131	10,800,000	900,000
32	4,860,000	405,000	82	7,860,000	655,000	132	10,860,000	905,000
33	4,920,000	410,000	83	7,920,000	660,000	133	10,920,000	910,000
34	4,980,000	415,000	84	7,980,000	665,000	134	10,980,000	915,000
35	5,040,000	420,000	85	8,040,000	670,000	135	11,040,000	920,000
36	5,100,000	425,000	86	8,100,000	675,000	136	11,100,000	925,000
37	5,160,000	430,000	87	8,160,000	680,000	137	11,160,000	930,000
38	5,220,000	435,000	88	8,220,000	685,000	138	11,220,000	935,000
39	5,280,000	440,000	89	8,280,000	690,000	139	11,280,000	940,000
40	5,340,000	445,000	90	8,340,000	695,000	140	11,340,000	945,000
41	5,400,000	450,000	91	8,400,000	700,000	141	11,400,000	950,000
42	5,460,000	455,000	92	8,460,000	705,000	142	11,460,000	955,000
43	5,520,000	460,000	93	8,520,000	710,000	143	11,520,000	960,000
44	5,580,000	465,000	94	8,580,000	715,000	144	11,580,000	965,000
45	5,640,000	470,000	95	8,640,000	720,000	145	11,640,000	970,000
46	5,700,000	475,000	96	8,700,000	725,000	146	11,700,000	975,000
47	5,760,000	480,000	97	8,760,000	730,000	147	11,760,000	980,000
48	5,820,000	485,000	98	8,820,000	735,000	148	11,820,000	985,000
49	5,880,000	490,000	99	8,880,000	740,000	149	11,880,000	990,000
50	5,940,000	495,000	100	8,940,000	745,000	150	11,940,000	995,000
						151	12,000,000	1,000,000

別紙様式（第22条関係）

令和 年 月 日

同 意 書

国立大学法人鹿屋体育大学長 殿

氏名（自署）：

私は、国立大学法人鹿屋体育大学年俸制適用教員給与規則に基づき、令和 年
月 日から年俸制給与の適用を受けることに同意いたします。